

①件名
パブリック・コメント手続に関する指針の一部改正について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 行政手続法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行され、命令等を定めようとする場合にパブリック・コメントが義務化された。地方公共団体の機関は、地方分権の観点から当該規定は適用除外となっているが、同法の趣旨にのっとった必要な措置を講ずることが求められている。そこで、当該事項について、パブリック・コメントの対象として本市パブリック・コメント手続に関する指針に明記する。</p> <p>【目的】 命令等を定める際にパブリック・コメントを踏むことで、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 行政手続法第39条</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成18年4月1日 行政手続法の一部を改正する法律施行
⑤主な内容
パブリック・コメント手続の対象に「広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃」を加える。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
命令等の制定過程に市民の参加が促される。
⑦他の自治体の政策との比較検討
仙台市、気仙沼市、名取市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市において、パブリック・コメント手続に関する規程中に、既に同様の条文を規定済
⑧今後の予定及び施行予定年月日
<ul style="list-style-type: none"> ・施行日 平成27年4月1日 ・グループウェア掲示板に改正内容を掲載し周知する。
⑨その他

パブリック・コメント手続に関する指針 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第3 (略)</p> <p>1 実施機関は、<u>次に掲げるものについて、パブリック・コメント手続を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>各施策の基本的な計画等の策定及び重要な変更等</u></p> <p>(2) <u>広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 この指針は、<u>平成27年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>第3 (略)</p> <p>1 実施機関は、<u>各施策の基本的な計画等の策定、重要な変更等を行う場合において、パブリック・コメント手続を実施するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第9 この指針は、<u>平成25年8月1日</u>から施行する。</p>